

# 三条市地域福祉活動計画

2025(令和7)年度～2028(令和10)年度

だれもが安心して  
健やかに暮らせる  
まちづくり  
～ 共生社会の実現に向けて～



令和7年3月



社会福祉法人三条市社会福祉協議会

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	地域福祉活動計画とは	1
3	計画の位置付け	2
4	計画期間	2
5	計画の進行管理	2

## 第2章 本市の現状

1	人口・高齢者数・高齢化率の推移と見通し	3
2	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の推移と見通し	4
3	要介護（要支援）認定者数等の推移と見通し	5
4	認知症高齢者数の推移と見通し	6
5	障害者手帳保持者数の推移	7
6	児童生徒数と推移	8
7	特別支援学級の児童生徒数と推移	8
8	生活保護世帯数等と推移	9

## 第3章 基本理念と基本目標

1	基本理念	10
2	基本目標	10
3	計画の体系図	11

## 第4章 施策の方向性

1-1	共生に向けた意識醸成のための啓発	12
1-2	地域福祉を支える担い手の育成、確保	13
2-1	早期に気づき、見守り続ける地域の体制づくり	14
2-2	多様な主体による地域福祉活動の促進	15
2-3	支え合いの推進と支援につなぐためのネットワーク構築の推進	16
2-4	属性で支え手と受け手を分けることなく、誰もが役割を持ち活躍できる環境づくり	17
3-1	包括的な相談支援体制の構築	18
3-2	安定的な保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の確保	19
3-3	権利擁護支援体制の強化	20
3-4	災害時に支援を必要とする人に対する支援体制の充実	21

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や人口減少の進行、ひとり暮らし高齢者世帯の増加、さらに、経済を支える労働力の低下や地域コミュニティの担い手の減少などにより、地域のつながりの希薄化が進行し、従来のような地域で支え合う仕組みが脆弱になりつつあります。

また、核家族化の進展、個人の価値観の多様化や感染症の流行などにより、地域の福祉ニーズは複雑化・多様化し、既存の制度では解決できない「制度の狭間」や「社会的孤立」などの課題が顕在化しています。

国においては、新たなアプローチとして、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、「地域共生社会」の実現を提唱しています。

本計画『三条市地域福祉活動計画』は、このような状況を踏まえ、三条市社会福祉協議会が、市民やボランティア、関係団体・機関などと協働し、地域福祉活動を実践するための具体的な取組を定めたもので、三条市が令和7年3月に策定した『三条市地域福祉計画』と連携・整合を図りながら、基本理念である「だれもが安心して 健やかに暮らせる まちづくり ～地域共生の実現に向けて～」を達成するために策定するものです。

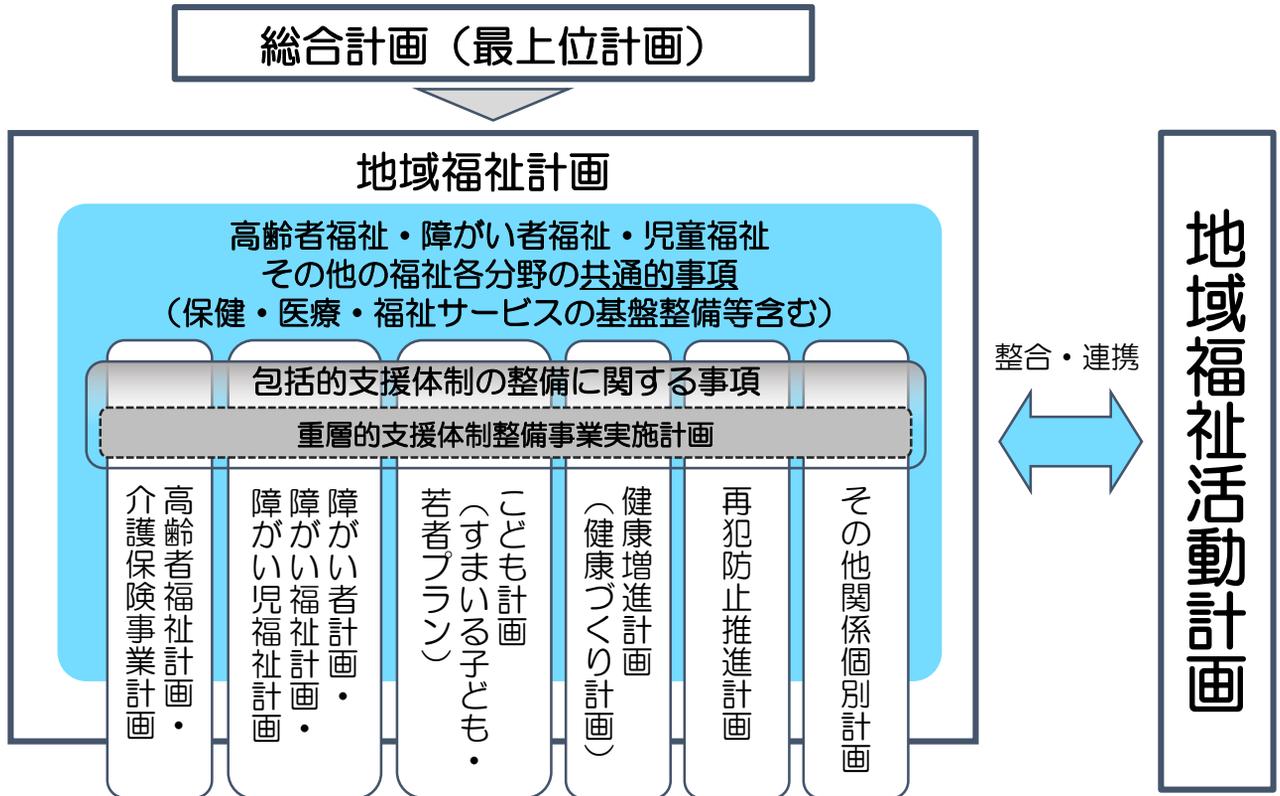
## 2 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉問題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてで行うことを目的として体系的にまとめたものです。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、三条市が策定した『三条市地域福祉計画』と互いを補完・補強し合い、市の関連計画と連携・整合を図りながら、地域福祉の推進を目指します。



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。  
この計画期間は、『三条市地域福祉計画』の計画期間と同一期間です。

### 5 計画の進行管理

計画の進捗管理と評価については、三条市社会福祉協議会各部署で実施し適正な事業管理を行っていきます。

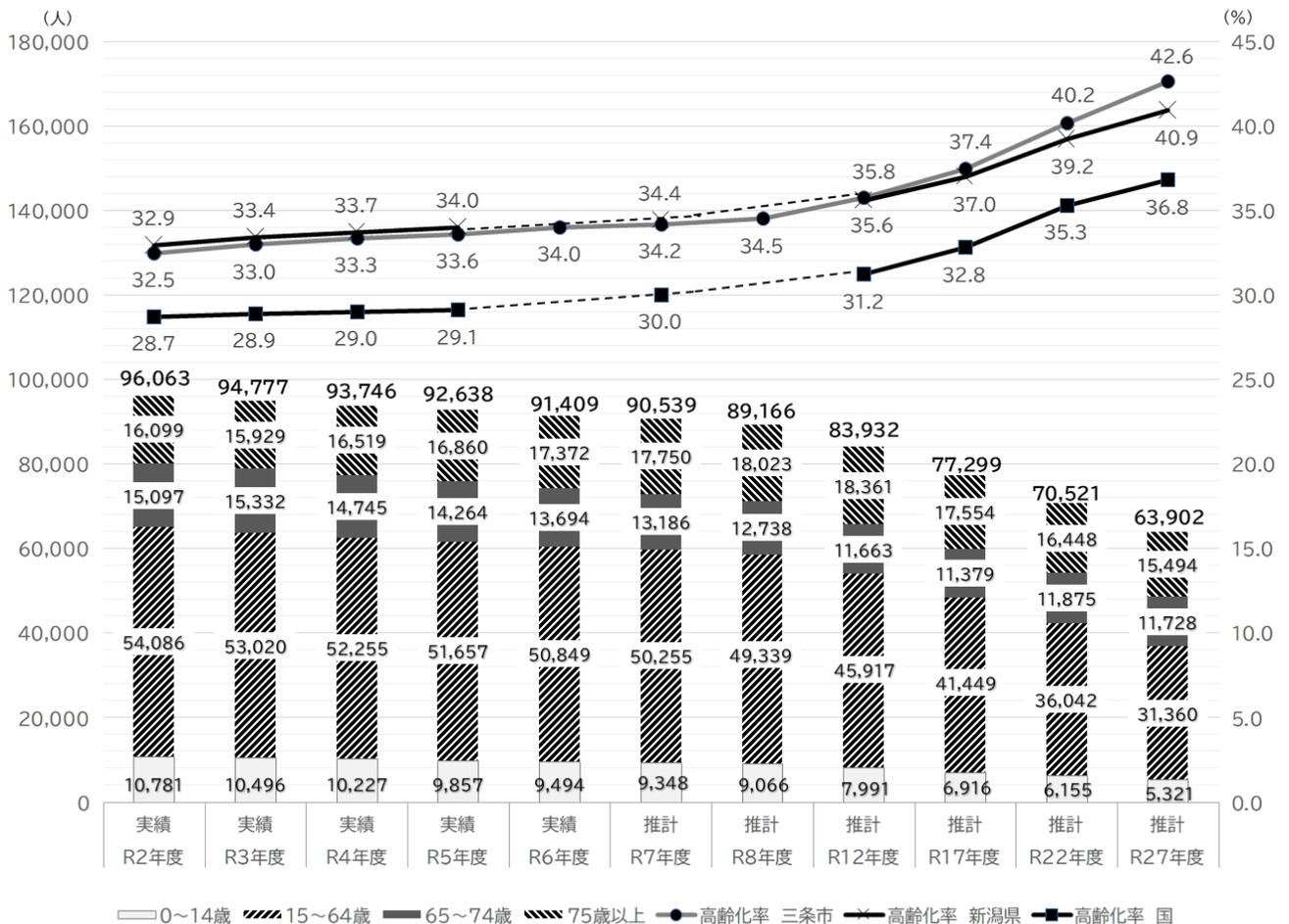
さらに、地域住民、自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO及びその他関係団体等とも連携を図り推進していくとともに、毎年度、本会の事業計画及び事業報告に反映させ、理事会、評議員会において、事業の評価を受けることなどを通して取組を改善し、適切な進行管理を行っていきます。

## 第2章 本市の現状

### 1 人口・高齢者数・高齢化率の推移と見通し

市の総人口は今後も減少傾向にあり、それとともに15歳～64歳までの生産年齢人口も減少していきます。

一方で、総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は今後も上昇する見込みであり、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳を超える令和22年度（2040年）には、市の高齢化率は40%を超える見通しとなっています。



※実績値は、各年度10月1日現在

※平成24年7月9日改正住民基本台帳法の施行により、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となったため、外国人を含む

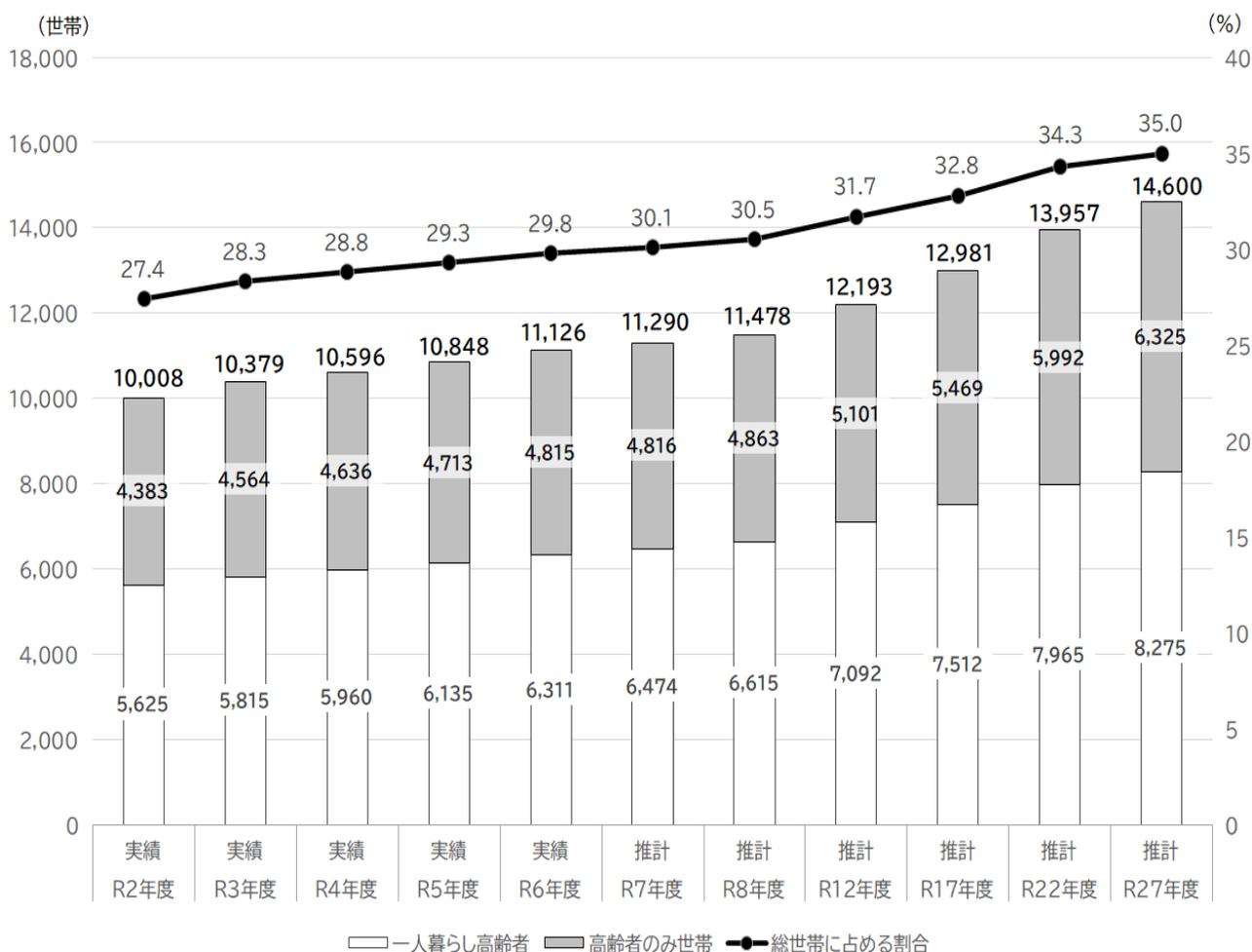
※推計値は平成27年から令和元年までの10月1日現在の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法により算定

※高齢化率の点線部分は推計値

## 2 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の推移と見通し

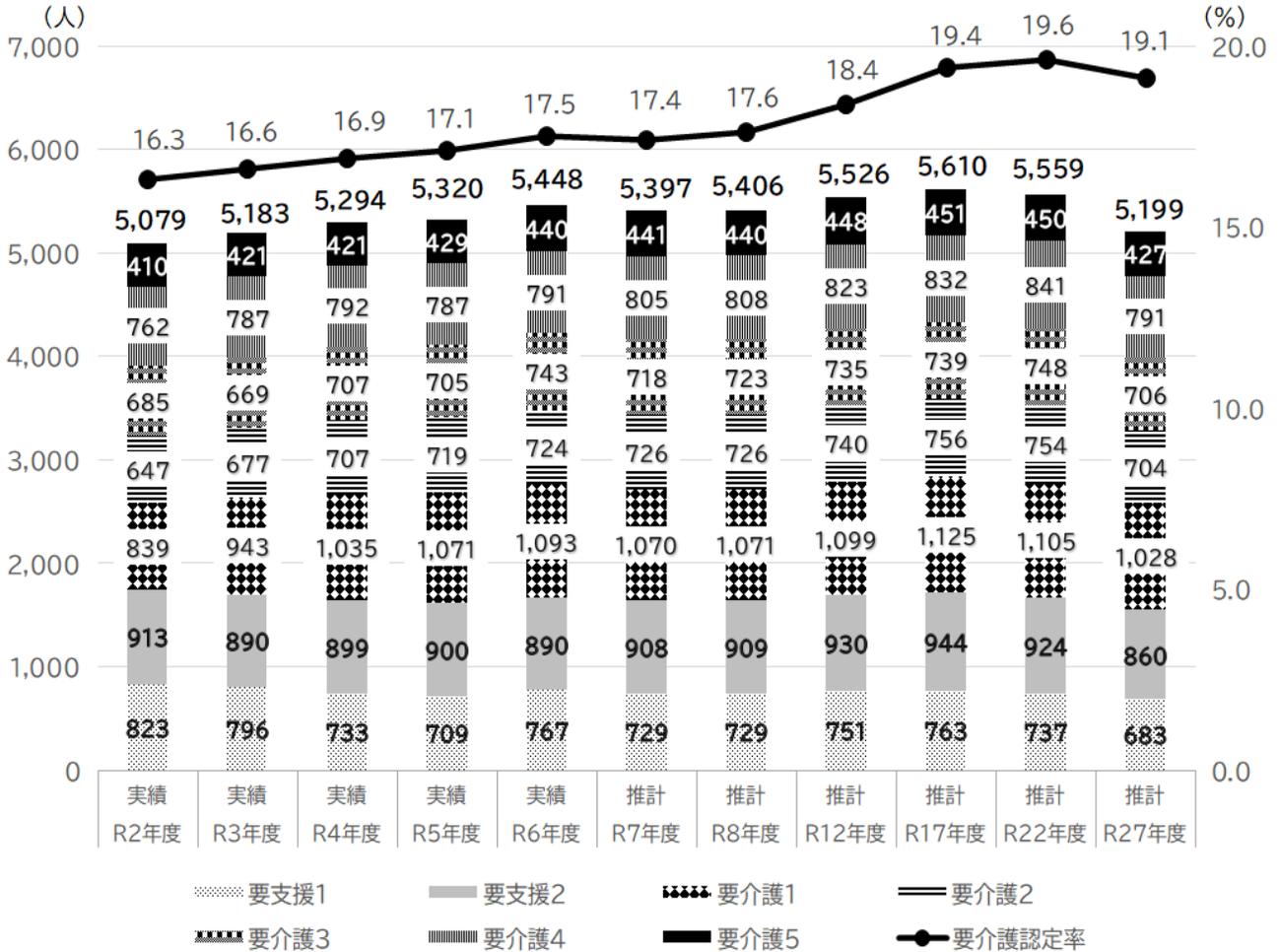
一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯はいずれも増加するものと見込まれます。総世帯に占める割合は、令和6年度は29.8%ですが、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳を超える令和22年度（2040年）には、34.3%まで上昇するものと予測され、その後も増加傾向は続く見込みです。

※各年度4月1日現在



### 3 要介護（要支援）認定者数等の推移と見通し

高齢化率の上昇とともに、要介護（要支援）認定者数は増加傾向が続いており、令和6年度は17.5%ですが、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳を超える令和22年度（2040年）には、19.6%まで上昇するものと予測されます。

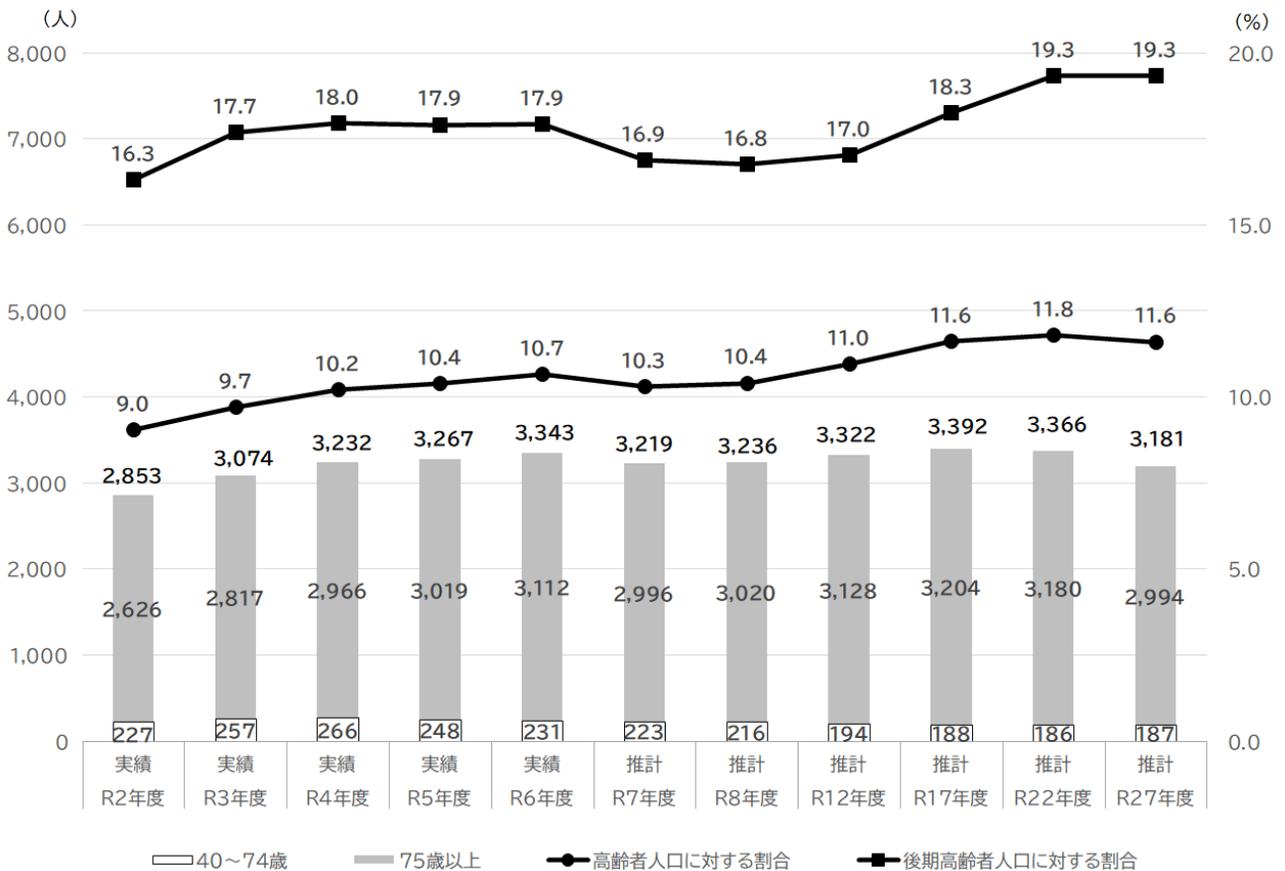


※実績値は、各年度10月1日現在

※推計値は、各年度の人口推計値及び令和3年度から令和5年度までの10月1日現在の要介護度別の要介護認定者数が各年代・性別の人口に占める割合を基に推計

## 4 認知症高齢者数の推移と見通し

15歳～64歳までの生産年齢人口が減少していく一方で、認知症高齢者数は令和6年度は3,343人であり、令和22年度（2040年）も3,366人とほぼ変わらない見通しであり、高齢者人口に対する割合及び後期高齢者人口に対する割合いずれも増加する見込みです。



※要介護(要支援)認定者のうち認定調査の結果、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ(日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態)以上と判断された方の数値

※各年度10月1日現在

※推計値は、平成30年度から令和5年度までの要介護認定者の男女別年齢階層別の発症率を人口推計に乘じて算定

※認知症高齢者数には、第2号被保険者を含む。

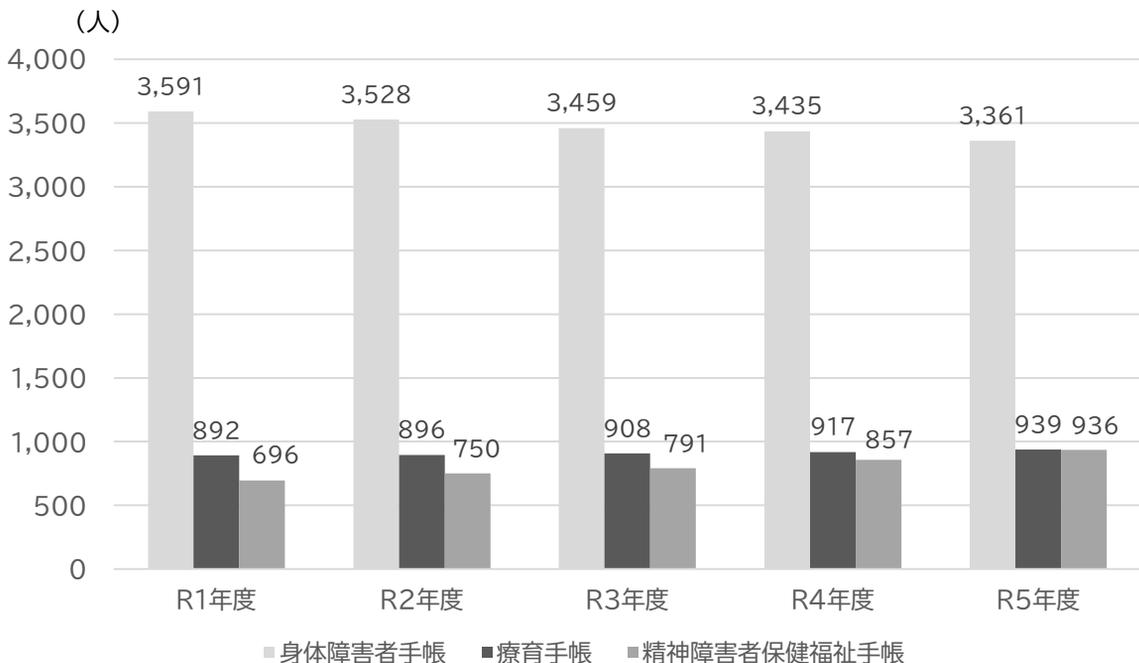
## 5 障害者手帳保持者数の推移

市の身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。

※各年度末現在

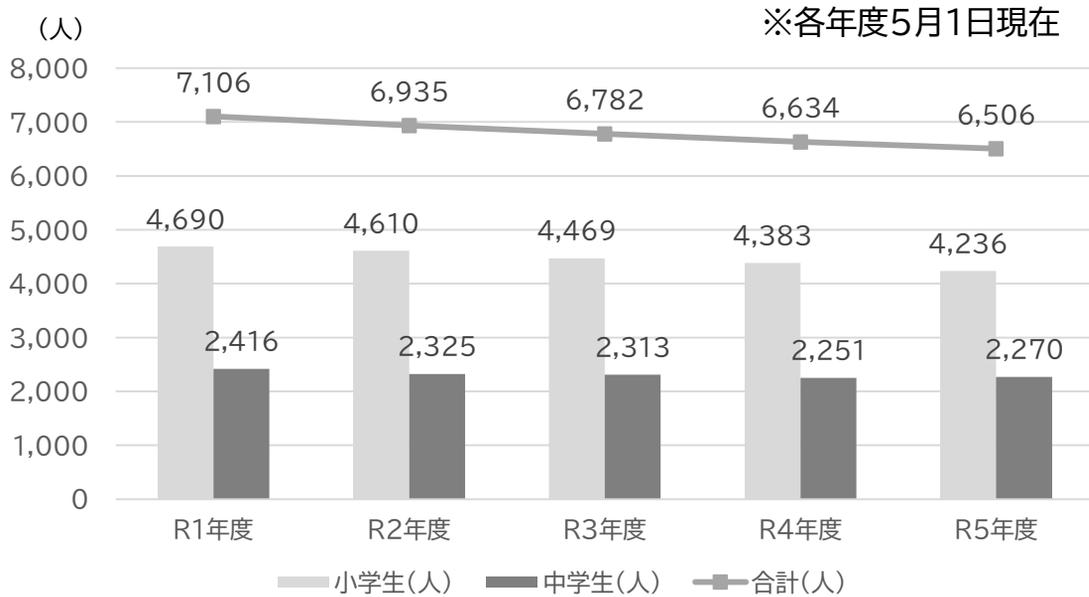
(人)

年 度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体障害者手帳	18歳未満	45	41	39	38	40
	18歳以上	3,546	3,487	3,420	3,397	3,321
	小計	3,591	3,528	3,459	3,435	3,361
療育手帳	18歳未満	136	134	140	136	152
	18歳以上	756	762	768	781	787
	小計	892	896	908	917	939
精神障害者保健福祉手帳	18歳未満	20	19	22	22	32
	18歳以上	676	731	769	835	904
	小計	696	750	791	857	936
合 計		5,179	5,174	5,158	5,209	5,236



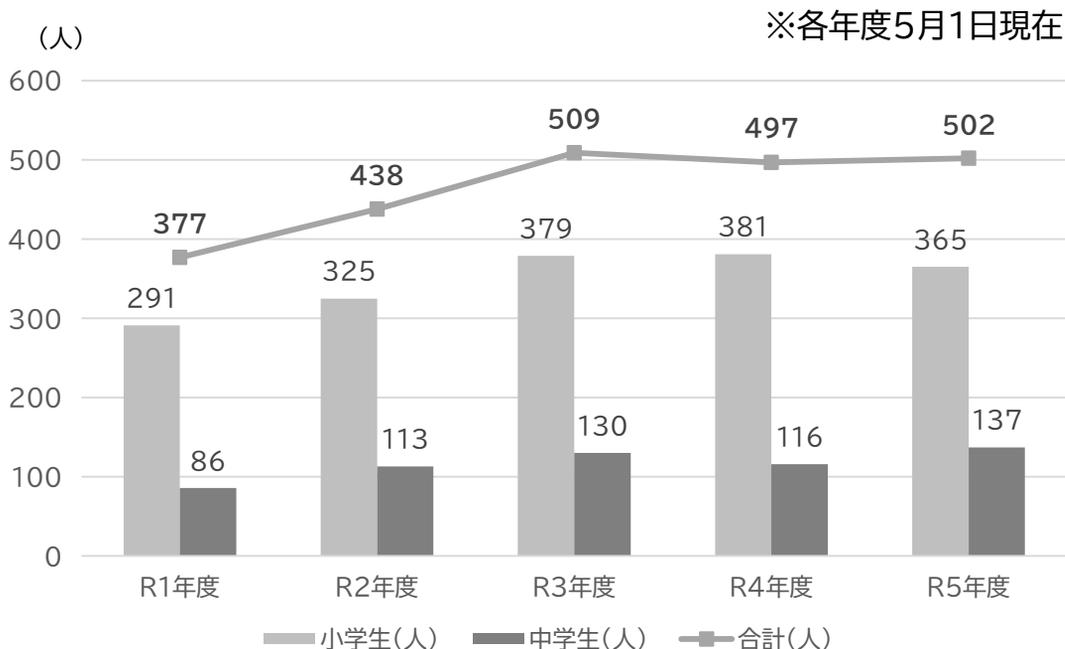
## 6 児童生徒数と推移

市全体の児童生徒数は減少傾向にあります。



## 7 特別支援学級の児童生徒数と推移

全体児童生徒数が減少する一方で、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。



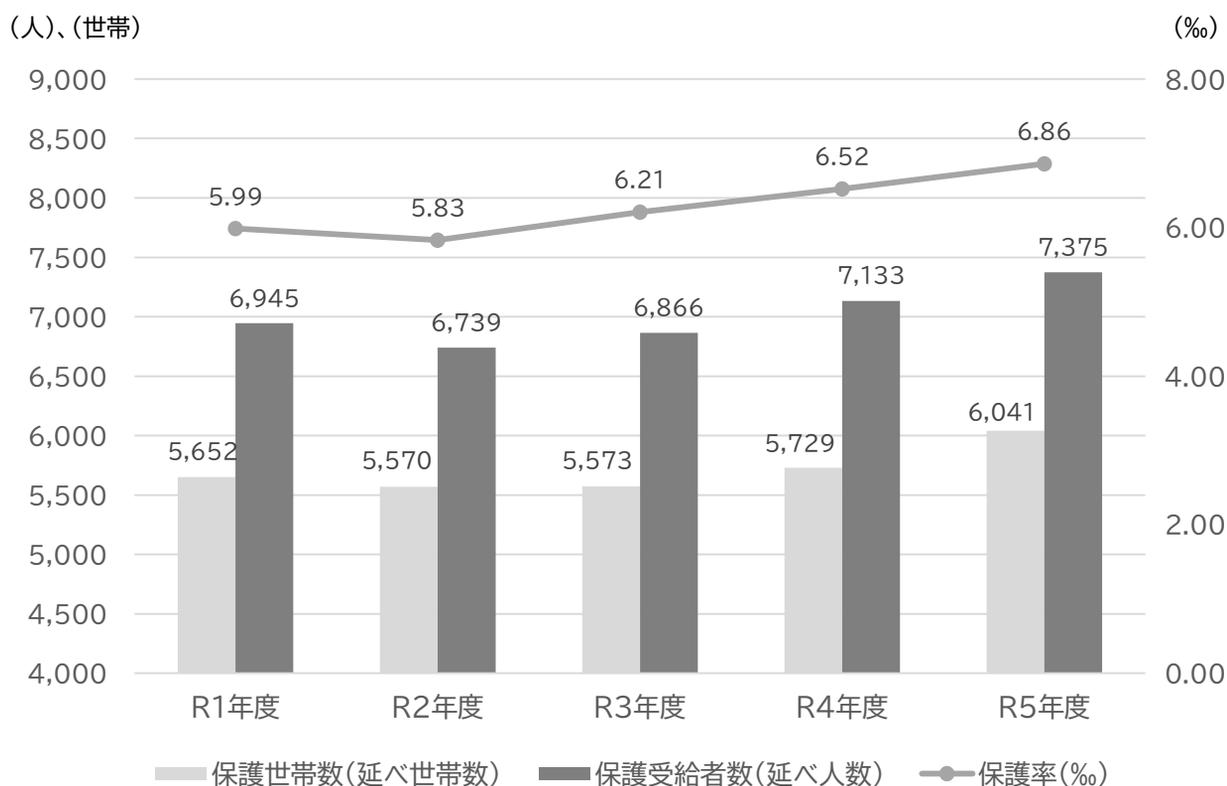
## 8 生活保護世帯数等と推移

市の生活保護世帯数及び生活保護受給者数は、令和元年度と比較し、いずれも増加傾向にあります。

※各年度末現在

年 度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保護世帯数(延べ世帯数)	5,652	5,570	5,573	5,729	6,041
保護受給者数(延べ人数)	6,945	6,739	6,866	7,133	7,375
保護率(%)	5.99	5.83	6.21	6.52	6.86

(1% (パーミル) = 0.1%)



## 第3章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

三条市社会福祉協議会の基本理念「だれもが安心して 健やかに暮らせるまちづくり」を継承しつつ、共生社会の実現のために本計画の基本理念を次のように掲げます。

#### 基本理念

だれもが安心して 健やかに暮らせる まちづくり  
～共生社会の実現に向けて～

### 2 基本目標

本計画では、基本理念に基づき地域福祉を推進していくため、次の3つの基本目標を掲げます。

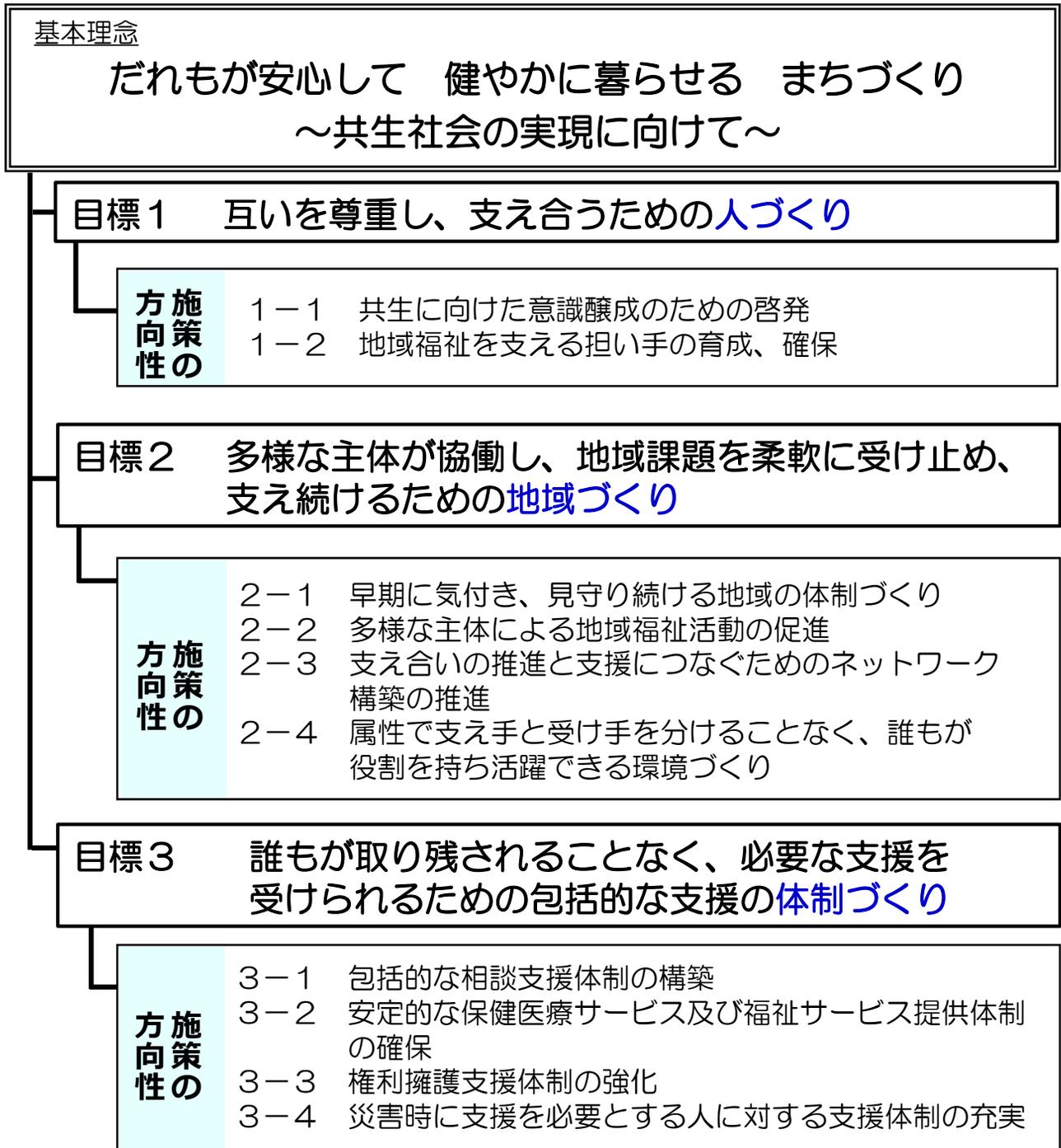
基本目標1 互いを尊重し、支え合うための**人づくり**

基本目標2 多様な主体が協働し、地域課題を柔軟に受け止め、支え続けるための**地域づくり**

基本目標3 誰もが取り残されることなく、必要な支援を受けられるための**包括的な支援の体制づくり**

### 3 計画の体系図

本計画の基本理念に基づき、3つの基本目標を達成するため、具体的な取組を示して地域福祉の推進に取り組んでいきます。



## 第4章 施策の方向性

### 目標1 互いを尊重し、支え合うための人づくり

#### 1-1 共生に向けた意識醸成のための啓発

##### (1) 現状と課題

現代社会は、多様な背景を持つ人々で構成されています。そのため、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、互いを尊重し、差別や排除されたりすることなく、支え合うことができる地域社会の実現に向け、市民に対する意識醸成のための啓発が必要です。

##### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域で共に生きる力や思いやりの心を育む福祉教育を実施します。</li> <li>・当事者や専門職などと協働し、福祉体験学習を実施します。</li> <li>・福祉教育活動を支援してくれる担い手を養成するための講座を開催します。</li> </ul>
障がい者への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの有無に関わらず誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツを通じて、障がい者への理解を深める機会を提供します。</li> <li>・障がい福祉サービス事業所の製造品を販売する虹のマルシェの拡充を図ります。</li> </ul>
啓発のための広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やホームページ、SNS等を通じて広く市民へ啓発します。</li> </ul>

## 1-2 地域福祉を支える担い手の育成、確保

### (1) 現状と課題

個別、多様化する地域課題に対応するため、住民主体の地域福祉活動を支援する団体等の活動支援と、それら活動の担い手の育成、確保のため、ボランティアの活動機会拡充や各種研修機会の充実が必要です。また、地域福祉を支える重要な基盤である自治会等地縁団体が活動を継続、活性化できるための支援も必要です。

### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に関する情報収集と情報提供を行います。</li> <li>・ボランティア活動について広く市民に理解してもらうためのイベントを開催します。</li> <li>・ボランティア活動のきっかけづくりのための入門講座を開催し、人材発掘・育成に努めます。</li> <li>・ボランティア・福祉団体の活動支援のために助成金を交付します。</li> </ul>
担い手の発掘、育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動への意識啓発や理解促進のための講演会を開催し、担い手の発掘、育成に努めます。</li> </ul>
地域コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ活動を活性化するための助成金を交付します。</li> <li>・地域の催しなどで活用できる用具を無償で貸し出します。</li> </ul>

## 目標2

多様な主体が協働し、地域課題を柔軟に受け止め、  
支え続けるための**地域づくり**

## 2-1 早期に気づき、見守り続ける地域の体制づくり

## (1) 現状と課題

高齢化などにより日常的な見守りや生活面で手助けが必要な世帯が増加傾向にあり、地域とのつながりがない世帯は孤立してしまい、課題が顕在化せず深刻化する場合があります。

そのため、住民同士が緩やかに支え合い・見守り合える関係性の構築につながる集いの場の立ち上げ支援や担い手の高齢化に伴い活動の継続が困難になっている集いの場の継続支援が必要です。

## (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
啓発活動	・ 地域における支え合いに関する啓発及び地域住民の理解促進に向けた講演会を開催します。
住民同士の顔の見える関係性の構築	・ 地域住民同士がつながり、支え合いのきっかけとなる活動や交流活動を支援します。
地域での見守り体制の構築	・ 見守りそのものを活動目的としない地域の高齢者等の集いの場に対して、参加者同士がさり気なく見守り合う活動につなげられるよう意識啓発を図ります。
集いの場の支援	・ 地域の高齢者等の集いの場を維持できるよう各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと連携し、地域住民に対して集いの場の立上げや継続のための支援を実施します。

## 2-2 多様な主体による地域福祉活動の促進

### (1) 現状と課題

地域社会の変貌により、地域福祉推進の実施主体は、行政や住民、福祉関係団体だけではなく、企業等の地域課題解決に向けた取組も活発化しています。

個別、多様化する地域課題に対応していくためには、多様な主体と連携・協働が必要です。

### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
多様な主体との連携・協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係のみならず、これまで連携のなかった企業等とも連携・協働し、個別、多様化する地域課題解決に取り組みます。</li> </ul>
ボランティア活動の推進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動のきっかけづくりのための入門講座を開催し、人材発掘・育成に努めます。(再掲)</li> <li>ボランティア・福祉団体の活動支援のために助成金を交付します。(再掲)</li> </ul>
地域コミュニティ活動の活性化(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動を活性化するための助成金を交付します。(再掲)</li> <li>地域の催しなどで活用できる用具を無償で貸し出します。(再掲)</li> </ul>

## 2-3 支え合いの推進と支援につなぐためのネットワーク構築の推進

### (1) 現状と課題

地域住民による地域課題への気付きや意識共有、課題解決に向けた地域住民同士の支え合い活動の推進に向け、自治会長や民生委員、ボランティア等の地域のキーマンや関係機関との連携を強化し、顔の見える関係性の構築が必要です。

### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
地域の支援団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長や民生委員、ボランティア等に関わる協議体の会議に出席し、連携強化と顔の見える関係性を構築します。</li> </ul>
関係機関同士の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民同士の支え合い活動の推進に関わる機関・団体の会議に出席し、連携強化と顔の見える関係性を構築します。</li> </ul>

## 2-4 属性で支え手と受け手を分けることなく、誰もが役割を持ち活躍できる環境づくり

### (1) 現状と課題

属性で支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりの推進に向け、多様な主体が参加しやすい環境づくりが必要です。

### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
福祉教育の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域で共に生きる力や思いやりの心を育む福祉教育を実施します。（再掲）</li> </ul>
障がい者への理解促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの有無に関わらず誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツを通じて、障がい者への理解を深める機会を提供します。（再掲）</li> <li>・障がい福祉サービス事業所の製造品を販売する虹のマルシェの拡充を図ります。（再掲）</li> </ul>
支え手・受け手を超えて支え合う地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケースの相談に応じて必要な地域活動とつなげるとともに、地域貢献を検討している社会福祉法人や地域団体、企業等と地域との橋渡しを行います。</li> </ul>
孤立する世帯等に対する社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やホームページ、SNS等を通じて集いの場など社会参加できる場を広く周知します。</li> </ul>

## 目標3

誰もが取り残されることなく、必要な支援を受けられるための包括的な支援の体制づくり

## 3-1 包括的な相談支援体制の構築

## (1) 現状と課題

障がいの子を抱えた高齢者や制度の狭間にありこれまで支援が行き届いていなかった人など、複数の生活上の課題を抱え、既存の仕組みだけでは解決できない個人や世帯への支援に対するニーズが顕在化しており、こうした課題を抱える世帯の相談に対して、適切な支援が行えるよう支援機関と連携が必要です。

## (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
複数の生活上の課題を抱える世帯等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の生活上の課題を抱える世帯を支援するために、多様な相談支援機関や団体等が連携して支援します。</li> <li>・相談を通して把握した対象世帯等の情報を、市が取り組む重層的支援体制整備事業の適切な制度や支援機関につながるよう連携します。</li> </ul>

## 3-2 安定的な保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の確保

### (1) 現状と課題

生産年齢人口の減少、後期高齢者人口増加により担い手が不足している保健医療サービス及び福祉サービスの専門職の確保、育成及び定着支援が必要です。

### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
サービスの量と質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市等が開催する協議体や検討会、専門職向け研修等に参画し、関係機関・団体等との顔の見える関係づくりと連携強化に協力します。</li> <li>・不足する介護人材の確保と現場の業務効率化・生産性向上に向けて、市が実施する検討会などの取組に参画し、市内法人や介護事業所等との意見交換に協力します。</li> </ul>
サービス間の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が設置する包括ケア推進会議に参画し、三条市版地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に協力します。</li> </ul>
サービスの提供に係わる専門職以外との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業所等での簡易作業やレクリエーションを行うボランティアなどの活躍場の提供など、地域住民などの専門職以外の方が活躍できる環境整備に協力します。</li> </ul>

### 3-3 権利擁護支援体制の強化

#### (1) 現状と課題

成年後見制度を必要とする方が確実に利用できるよう、市民への同制度及び相談窓口の周知を図ることと併せて、福祉や医療サービスを提供する支援関係者に対しても周知を行い、同制度での支援が適する方を着実に相談窓口につなぐための取組が必要です。

#### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対して成年後見制度や権利擁護支援事業の周知啓発や利用促進を図っていきます。</li> <li>・地域において権利擁護支援が必要な対象者の把握及び必要な対応を行うための仕組みづくりについて、市と連携し対応します。</li> </ul>
成年後見制度を支える基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の増加や障がい者の高齢化に伴い、成年後見制度を必要とされる方がますます増加すると見込まれる中で、その受け皿となる市民後見人や法人後見支援員等権利擁護支援に携わる人材の養成に努めます。</li> </ul>
将来の備えに対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分らしく生きるために自らの意思で将来の在り方を決めることができ、それができる限り叶えられるよう意思決定支援の充実を図ります。また、将来への備えについて市と協働していきます。</li> </ul>

### 3-4 災害時に支援を必要とする人に対する支援体制の充実

#### (1) 現状と課題

災害時において支援を必要とする人に、適切な支援が行えるよう、訓練の実施や避難支援体制の維持、災害ボランティア支援に向けた関係機関・団体とのつながりの強化が必要です。

#### (2) 主な取組

主な取組	具体的な内容
災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会、自主防災組織、消防団、民生委員、介護事業所等は、災害時要援護者への支援を迅速に行えるよう市や関係機関・団体と連携を密にします。</li> <li>市が行う避難訓練に参加します。</li> <li>介護事業所、障がいサービス事業所は、業務継続計画（BCP）※1を検証するための訓練を行います。</li> </ul>
災害ボランティア支援に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時から非常時の自らの役割について行政と調整し、担う役割や支援の対応を共有するなど、災害等の非常時に備えた取組を進めます。</li> <li>災害ボランティアセンター機能の充実を図るため、必要に応じてマニュアルの見直し、立上げ・運営訓練を実施します。</li> <li>大規模災害に備え、関係団体等との災害時連携と支援活動の推進を図ります。</li> </ul>

※1 業務継続計画(BCP)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不足の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

BCPはBusiness Continuity Planの略。

# 三条市地域福祉活動計画

2025(令和7)年度～2028(令和10)年度

発行 令和7年3月

発行・編集 社会福祉法人三条市社会福祉協議会  
〒955-0823  
新潟県三条市東本成寺2番1号  
三条市総合福祉センター内  
TEL 0256-33-8511  
FAX 0256-33-3004